

第3次綾部市人権教育・啓発推進計画

人権かがやきプラン

概要版

～誰もが 安心して心豊かに暮らしていける
真に 人権が尊重される まちづくりをめざして～

2020年(令和2年)3月

綾部市

計画の概要

■ 策定の趣旨

- ◆ 綾部市では、2015（平成27）年に「第2次綾部市人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進してきましたが、改訂から5年が経過する中で、個別の人権課題に関する法律の施行のほか、社会情勢の変化や人々の人権意識の向上による新たな人権問題への気づきに対応するため、引き続き人権が尊重されるまちづくりを進める必要があります。
- ◆ 本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条の規定を踏まえ、本市における人権教育・啓発を推進していくための指針となる「第3次綾部市人権教育・啓発推進計画」を策定するものです。

■ 計画の期間

	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
総合計画	第5次			第6次									
本計画	第2次	第3次					第4次					第5次	

※「綾部市人権教育・啓発推進計画」は、市民調査の結果から明らかになった人権課題や複雑多様化する新たな人権問題に対応するため、計画期間を5年とします。

■ 計画の理念と方向性

基本理念

誰もが 安心して心豊かに暮らしていける
真に 人権が尊重される まちづくりの推進

計画の 方向

この計画全体に共通する基本的な視点として、第2次計画で設定した次の5つの基本方向を継承しています。

共生社会の実現
に向けた人権教育・啓発

市民が主体的に
取り組む人権教育・啓発

一人ひとりを
大切に人権教育・啓発

生涯学習として
の人権教育・啓発

身近な問題から
考える人権教育・啓発

あらゆる場における人権教育・啓発の推進

就学前・学校における推進

発達段階に応じた人権教育を推進し、自分とともに他の人の大切さを理解し、さまざまな場面で態度や行動として現わすことができる力を身につけられるよう、自然や地域での体験学習、高齢者や障害のある人等との交流を積極的に推進するなど家庭や地域と連携した人権教育を進めます。

【施策の方向】

- ◆発達段階に応じた人権教育の推進
- ◆指導内容、方法等の充実
- ◆保育所、幼稚園、認定こども園、学校、家庭、地域、児童館など子育て支援施設との連携

家庭における推進

子どもたちに豊かな情操や善悪の判断力、他の人に対する思いやりの心などが育つよう、家庭での人権教育を推進するとともに、虐待やDV、ヤングケアラー等、家庭内で生じる問題に対する相談体制を充実させるほか、地域との相互連携等、家庭教育に対する支援に努めます。

【施策の方向】

- ◆家庭における人権教育の推進
- ◆子育て支援やPTA等と連携した学習機会の充実
- ◆家庭同士をゆるやかにつなぐネットワークの構築への支援
- ◆相談体制の充実

地域社会における推進

人権についての正しい理解と認識を深め、日常生活の中で態度や行動として表すことができるような人権教育・啓発を、関係機関と連携を図るなかで推進するとともに、公民館や社会施設等、地域活動などの機会を利用し、市民が主体的に取り組める仕組みづくりを支援します。

【施策の方向】

- ◆地域社会における人権教育・啓発の推進
- ◆人材育成の推進
- ◆学習内容の充実

企業・職場等における推進

企業が社会的責任（CSR）を果たすことを促進し、主体的な取組を推進するとともに、公正な採用選考や働きやすい職場環境づくりなど、多様性を認め合い、さまざまなハラスメント防止等の取組を支援します。

【施策の方向】

- ◆企業・職場等における教育・啓発の推進
- ◆企業・職場等の研修に対する支援
- ◆公正な採用選考及び雇用の促進
- ◆職場におけるハラスメント防止に向けた支援

人権問題と深いかかわりを持つ職業従事者等に対する研修等の推進

市職員

- 「綾部市職員研修計画」に基づき、人権研修の充実を図り、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、問題解決に向けた実践者となるための知識と行動力を持った職員の育成を図ります。
- それぞれの担当業務において、人権感覚を持って職務が遂行できるよう資質の向上を図ります。
- 地域や学校、PTA等で行われる各種研修会に積極的に参加し、地域により一層深くかかわり、地域の人権教育・啓発のリーダーとして活動を行えるよう人権意識の高揚を図ります。

医療関係者

- 患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームド・コンセントの徹底や、各種委員会において患者のさまざまな権利の尊重や個人情報保護に努めるとともに、医療関係者に対する人権教育・啓発の支援に努めます。

消防関係者

- 消防職員及び消防団員は、市民生活と密接に関わる業務であり、災害現場において十分に人権尊重を考慮した活動が求められることから、人権講演会や人権研修会等への参加を促し人権啓発活動への取組に努めます。

教職員・社会教育関係者等

- 人権教育主任や児童生徒支援加配教員が園・学校の人権教育を点検するとともに、関係機関等と連携し、日常的な人権教育の取組を園・学校の文化として根付かせていきます。
- 人権尊重の理念について十分な認識を持ち、実践的な指導力を持った教職員の育成を図るため、園・学校の研修を充実します。
- 社会教育関係者に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者として育成と資質の向上を図るため、研修等の充実を努めます。

保健福祉関係者

- 保健福祉関係者が人権に対する正しい理解と認識のもとで業務を進めていくよう、関係機関と連携を図り、人権問題にかかわる研修の充実を努めます。
- 民間施設や介護・福祉サービス提供事業者に対しては、綾部市障害者地域自立支援協議会や綾部市介護サービス事業者連絡会、ケース会議等を利用し、高齢者、障害のある人等の権利擁護のための教育・啓発に努めます。

マスメディア関係者

- 常に人権に配慮した適正な取材活動や報道が行われるようマスメディア関係者と連携を図ります。
- 人権に関する情報共有を行うとともに、市民による人権教育・啓発のための自主的な取組等の情報提供を行います。

課題別施策の推進

同和問題 (部落差別)

部落差別解消法の施行を踏まえ、同和問題（部落差別）は過去の問題ではなく、今なお存在する現実の課題であることを再認識し、市民一人ひとりが同和問題（部落差別）の正しい理解と認識が深められるよう、教育・啓発の推進と相談・支援体制の充実に努めます。

【施策の方向】

- ★同和問題（部落差別）における差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進
- ★人権侵害に対する人権擁護への対応

女性の 人権問題

性別による固定的な役割分担意識を解消し、女性が社会のあらゆる場面で活躍できる体制づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進、DVや性別による差別行為の根絶と相談・支援体制の充実、啓発の推進に努めます。

【施策の方向】

- ★男女平等の教育・啓発の推進
- ★政策等立案・決定の場への女性の参画の推進
- ★暴力の根絶
- ★働く場における男女共同参画の促進
- ★相談体制の充実

子どもの 人権問題

少子化の進行や家庭の孤立化、子育ての機能低下等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。未来を担う子どもたちの権利を保障することは、社会全体の責務です。子ども一人ひとりの人格を最大限に尊重し、関係機関が密接に連携した体制づくりに努めます。

【施策の方向】

- ★子どもの人権についての教育・啓発の推進
- ★児童虐待への対応の充実
- ★いじめ・不登校等への対応の充実や子どもの貧困対策の推進
- ★相談体制の充実

高齢者の 人権問題

高齢者の尊厳が守られ、可能な限り自立して社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう支援するとともに、生きがい対策だけでなく、高齢者が社会の一員として各種活動に参加できる環境づくりを推進します。また、高齢者や介護している家族等が利用しやすい相談体制の充実に努めます。

【施策の方向】

- ★高齢者の人権についての教育・啓発の推進
- ★生活・社会環境づくりの推進
- ★社会参加の促進
- ★高齢者の権利擁護の推進
- ★相談体制の充実

障害のある人 の人権問題

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活の場、雇用の場、社会活動の場の確保に努めるとともに、障害のある人もない人もお互い理解を深め合い、尊重し合える共生社会となるよう、啓発の推進に努めます。

【施策の方向】

- ★障害のある人の人権についての教育・啓発の推進
- ★自立や社会参加の支援
- ★雇用・就業の促進
- ★権利擁護の推進
- ★虐待の防止
- ★相談支援体制の充実

課題別施策の推進

外国籍等の人の人権問題

異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重しあう「心のグローバル化」を推進するとともに、外国籍等の人異なる文化や生活習慣などを認識し、違いを認め合う「多文化共生社会」を実現するための取組を推進します。

また、日本語能力の不十分さによる地域社会でのトラブルを防ぐため、日本語学習の機会や相談体制の充実に努めます。

【施策の方向】

- ★外国籍等の人の人権に関する教育・啓発の推進
- ★生活相談等の支援

感染症患者等の人権問題

HIV感染症やハンセン病等に対する正しい知識や理解の不足から、偏見や差別意識が根強く存在しています。誤解や偏見からくる人権侵害を防止するため、正しい知識を普及し、病気によって患者やその家族が偏見や差別を受けることのないよう、人権意識の高揚を図る啓発に努めます。

【施策の方向】

- ★HIV感染症やハンセン病等に関する啓発の推進

性的指向・性自認をめぐる人権問題

性の多様性について市民の理解を深めるため、研修会の実施や市広報紙等を活用した周知・啓発活動を行うとともに、当事者からの相談については、関係機関と連携して適切な対応に努めます。

【施策の方向】

- ★性的指向・性自認に関する啓発の推進

インターネット上での人権侵害

インターネットによる誹謗中傷や個人情報の不正な取扱い等の人権侵害を防止するため、人権意識やモラルの向上が求められています。

利用者に対して正しい理解を深めるための教育・啓発の推進に努めるとともに、インターネット上での人権侵害等に関する問題に対して、関係機関と連携を図り、迅速かつ的確な対応に努めます。

【施策の方向】

- ★インターネット上での人権侵害に関する教育・啓発の推進
- ★インターネットによる人権侵害の被害に対する対応策等の充実

さまざまな人権問題

個人情報の保護、犯罪被害者やその家族等の人権問題、刑を終えて出所した人の人権問題、北朝鮮による拉致問題、ホームレスの人、アイヌの人々、マスメディアから受ける人権侵害、自殺（自死）、生活困窮者、婚外子など、さまざまな差別や偏見に伴う人権課題や新たな人権問題についても、すべての人々の人権を尊重し、あらゆる機会を通じて、人権教育・啓発の推進を図り、それぞれの問題の内容と実態に応じた適切な対応に努めます。

【施策の方向】

- ★さまざまな人権問題に関する啓発の推進

市民との協働と支援を図る施策の推進

市民参加・市民参画のための支援

- ◆市民への情報提供を効果的に行い、市が行うさまざまな人権施策に参加や参画できる機会の拡大に努めます。
- ◆人権尊重のまちづくりを進める人材の育成を図るとともに、人権啓発に取り組んでいけるよう事業の工夫や検討を行います。

各種団体との協働・支援

- ◆社会教育関係団体や市民団体等と連携し、人権教育・啓発を協働して推進します。
- ◆市民団体等が行う自主的な活動と協働するとともに、情報提供等の支援に努めます。

人権擁護を図る保護と救済施策の推進

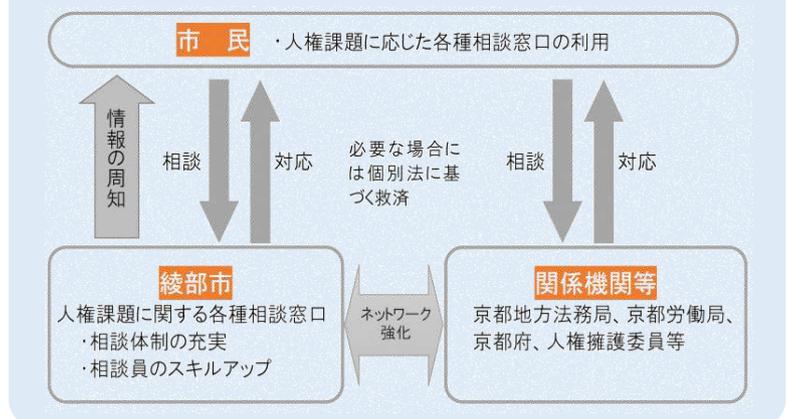
人権問題に関わる相談体制の充実

- ◆各種研修会等に参加することで、専門的知識等を習得し、相談担当者としての技術向上を図ります。
- ◆相談内容に的確に対応するために、関係機関との連携強化に努めるとともに、あらゆる機会や広報等を活用し、相談窓口や救済制度の周知に努めます。

保護と救済を図るための施策の推進

- ◆人権侵害を受けた被害者に対して、適切な機関・窓口相談できるよう相談窓口の周知に努めます。
- ◆人権侵害を受けた被害者の安全確保のため、関係機関等の連携をより一層推進します。

■人権相談・救済の取組推進のイメージ



●計画の推進●

- ◆「綾部市人権教育・啓発推進本部」を中心に、関係部署と連携しながら、施策の推進を図ります。
- ◆関係部署においては、この計画の趣旨を十分に踏まえ、各種施策を積極的に実施します。
- ◆国、京都府、他市町村、関係団体等との連携を密にして、総合的な体制による人権施策の推進に努めます。
- ◆本計画の「施策の方向」や「進捗を共有する指標」などにより人権教育・啓発の取組内容や実施状況の点検評価を行い、より効果的な取組を推進します。





綾部市マスコット「まゆビー」

第3次綾部市人権教育・啓発推進計画
人権かがやきプラン 概要版

発行 綾部市
発行年月 2020年(令和2年)3月
編集 綾部市市民環境部人権推進課
〒623-8501
京都府綾部市若竹町8番地の1
電話 0773-42-4249